

監事候補者選出細則

2013年5月22日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第29条に基づく監事候補者選出に関し必要な事項を定める。

(選出時期)

第 2 条 監事候補者の選出は、現任監事の任期終了日の1ヶ月前までに選出しなければならない。

(設置)

第 3 条 この法人は、監事候補者選出のため監事候補者選考委員会（以下、「選考委員会」）を設置する。

(職務)

第 4 条 選考委員会は、次の各号を満たす定款に定められた人数の範囲で、監事候補者を選出し、総会に推薦しなければならない。

- (1)連続する2期目の監事でないこと
- (2)この選挙が実施される年度に行われる代議員選出選挙の当選者であること
- (3)任期が終了する年の3月31日に65歳以下であること
- (4)この法人の役員経験者であること

(委員会の構成)

第 5 条 選考委員会は理事長を含む5名の委員により構成される。

(委員の選任)

第 6 条 理事長を除く4名の委員の選出は、理事の中から理事会が選出する。

(委員会の解散及び再選挙)

第 7 条 総会で、選考委員会の推薦した監事候補者が否認された場合は、選考委員会は自動的に解散され、直ちに新たな選考委員を選任しなければならない。但し、解散された選考委員会の委員の再任を妨げない。

(欠員補充)

第 8 条 監事が任期途中で2名になった場合、理事会は選考委員を選任し、定款に定められた人数の上限になるよう監事候補者を選出し、当該年度の翌年の定時社員総会で選任する。

- 2 監事が任期途中で1名以下になった場合、理事会は直ちに新たな選考委員を選任し、定款に定め

られた人数の上限になるよう監事候補者を選出，臨時総会で選任する。

(細則の変更)

第 9 条 この細則の変更は，諸規則制定に関する規程第 4 条 (3) に従ってなす。

附 則

1. この細則は 2013 年 5 月 22 日から施行する。
2. この細則の施行に伴い公益社団法人日本麻酔科学会監事選任細則 (2011 年 5 月 19 日制定) は，2013 年 5 月 22 日に廃止する。